

# 坂田公認会計士事務所通信

お客様各位

平成22年8月2日

今年の夏は記録的な猛暑が続き、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

熱中症にはくれぐれもお気を付け下さい。

今月の事務所通信は下記の5項目についてまとめました。

1. 融資対策～金融検査マニュアルの活用～「中小企業の特性を十分に説明する」
2. 助成金の活用～教育訓練給付の縮小
3. シリーズ税制改正～グループ法人税制対策
4. 人事労務管理連載～労働者派遣法の改正
5. 就業規則見直しのポイント～休日手当の削減策

1. 融資対策～金融検査マニュアルの活用～「中小企業の特性を十分に説明する」

大企業とは異なる下記の中小企業の特性を金融機関に十分に説明し、柔軟な判断につながるような資料作りに努めましょう。

- ①一時的な収益悪化により赤字になりやすい
  - ②自己資本が少ないため債務超過になりやすい
  - ③リストラの余地が少なく黒字化や債務超過解消など財務状況の回復にまでに時間が掛る。
  - ④設備資金についても契約上短期とされるなど貸出期間が短く、返済期間に再貸付を常態としている
- これらを上手に説明した金融検査マニュアルの事例を紹介します。

地域の村おこしの一環として、地域の漁業者、水産業者が共同出資で、「浜辺の市」という地域の水産品を販売する施設を建設することとなった。会社は、地域での世話役という立場もあり、当金庫からの借入金20百万円と自己資金10百万円を原資に、最大出資者として30百万円を出資している。

しかしながら、9月に台風が上陸し、出資した「浜辺の市」が壊滅的な打撃を受け、損害保険等の不備もあり、その再建を断念せざるを得ない状況となった。その結果、会社は当該出資について、減損処理し、当年度の決算状況は、赤字計上（24百万円）を余儀なくされ、債務超過（20百万円）の状況となった。会社自身は台風による影響もほとんど受けておらず、又、債務者の売上に占める「浜辺の市」への割合は数%に過ぎず、本業は順調に推移している状況にある。

この状況に対し、会社は出資金の減損という一時的かつ外部的な理由により、大幅な赤字、債務超過状況に陥っているものの、本業である水産加工業は順調であり、また、キャッシュフローの状況も悪化しておらず、今後も当初約定通りの返済が可能であることを金融機関に説明した結果、金融機関は会社を正常先と判断しております。

金融機関に会社の状況を説明できるように日頃から十分な経理を行うことが大切です。

2. 助成金の活用～教育訓練給付の縮小

雇用調整助成金のうち教育訓練給付額が年内にも縮小されます。

教育訓練給付は深刻な雇用環境の悪化を背景に離職予定労働者の再就職等のための訓練のために、平成20年から増額したものを、厚生労働省は雇用環境が改善しているとして、現在1日6千円の支給額

## 坂田公認会計士事務所通信

を年内にも増額前の1日1,200円に減額する方針を示しました。

教育訓練給付額を現在受給している会社、または、今後の受給を検討している会社は今後の動きにご注意下さい。

### 3. シリーズ税制改正～グループ法人税制対策

平成22年度税制改正の目玉はグループ法人税制の創設です。

グループ法人税制とは100%の出資関係がある内国法人を課税上は一体のグループ法人とみなして、グループ法人間で行われた簿価が1千万円以上の固定資産等の譲渡損益をグループ外に出るまで認識しないことなどです。これにより、節税目的でグループ会社間で行われた固定資産売却損は税務上繰り延べられることとなります。

対策としては、

- ①この税制は平成22年10月1日以降の取引から適用されますので、9月30日までに取引を行う。
- ②一旦譲渡した固定資産等を別のグループ法人に譲渡すれば、最初の固定資産売却損は認められます。
- ③仮に平成22年10月1日以降に取引が発生する場合でも、株式の一部を他者に譲渡することで100%の出資関係を解消してしまえば、この税制自体が適用されないこととなります。

但し、株式譲渡はその価格によっては多額の税金が発生するため価格算定を慎重に行う必要があります。また、将来的な事業承継を考慮すると株式の分散は好ましくありませんので、よく検討する必要があります。

### 4. 人事労務管理連載～労働者派遣法の改正

労働者派遣法の改正は昨年何回も国会で審議され、現在も中断しておりますが、今回、厚生労働省の行政指針による規制強化策が公表されました。

これは厚生労働省のホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」として公表されたもので、派遣受入期間の制限のない専門的な26業務の解釈を厳密に行い、仮に専門的26業務と認められない場合は派遣期間が1年を超えていると社員として雇用契約の申込が必要とされることとなります（労働者の過半数で組織する労働組合等に意見聴取があれば3年まで可能ですが）。

この公表資料によると、派遣労働者が行う業務が簡単なパソコン入力や資料整理だけでは専門的業務とは認められず、より高度な専門的な技能・技術が必要とされています。そのため、一般事務スタッフとして事務機器操作業務やファイリング業務に派遣労働者を受入れているケースでは、特に注意が必要です。

より専門的な技能を身に着けるよう指導し、専門26業務に該当するようしておきましょう。

### 5. 就業規則改正のポイント～休日割増手当の削減策

完全週休2日制の会社で業務繁忙の都合上休日出勤する場合や、また、人手が足りず実際には週に2日の休日を確保できない会社などでは休日割増手当の支払は頭の痛いものです。これは就業規則の法定休日の記載の仕方に問題があるからです。

法定休日に出勤すると休日出勤手当として35%の割増賃金の支払義務が生じますが、法定休日でない休日に出勤すると割増賃金は必要ないのです。つまり就業規則に土曜日と日曜日を所定休日とし、日

## 坂田公認会計士事務所通信

曜日を法定休日と記載していると、日曜日に出勤すると割増賃金が必要ですが、土曜日では不要となります。

もし該当する場合は、会社の休日規定を見直し、週休2日のうち法定休日は会社が指定した日とするか、所定休日のうち週の最後の休日を法定休日と変更することで、休日出勤が減り、人件費を減らせます。

ダラダラ残業削減などとも合わせて、一度、ご検討下さい。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

**坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>